

# 松山における少年補導組織について

## ——少年補導センターと少年サポートセンター——

松 原 英 世

### 一 はじめに

筆者は、以前、四国における少年補導センターの現状を調査したことがあるが、そこで分かったことは、同一県内であってもセンターごとに組織のあり方や活動に多様な差異があること、また、補導に関わる人たちも含めて、「誰も補導の実態を把握していない」という実態であった。

少年補導センターがセンターごとに異なるように、各地域で行われる補導もそれぞれに異なる。さらにいえば、各地域で補導を実施しているのは少年補導センターだけではない。様々な機関や団体が補導を行っているので、実際に補導にあたっている補導委員ですら、自分がどういう立場や目的で補導を行っているのかということを明確に把握し

ていないということもある。

補導が少年非行を社会的に構築する一過程であるとするならば、まずはその実態を少しづつでも把握していくことが肝要ではないだろうか。そうした試みの一つとして、本稿では、松山における少年補導組織について紹介する。

一つは「松山市教育支援センター」であり、数十年の歴史を持つ少年補導センターである。もう一つは「愛媛県少年サポートセンター」であり、近年各県の警察内部に新たに設けられつつある少年補導センター類似の機関である。二つの組織を取り上げることで、少年補導の実態を理解するだけでなく、新たに少年サポートセンターが設置されたのはなぜか、また、従来の少年補導センターとの関係はど

のようになっているのか、そうしたことを検討していくうえでの手がかりを提供できればと考えている。

なお、以下の記述は、筆者が勤務する愛媛大学法文学部総合政策学科におけるゼミでの活動として所属学生が行った調査報告であり、彼らがまとめたものをほぼそのままの形（筆者が必要最小限の修正を施したけれども）で掲載している<sup>(3)</sup>。そういうわけで、本稿は便宜上私の名前で掲載しているが、実質的には彼らによるものであることをここに注記しておきたい。分担当は、「松山市教育支援センター」については、倉本康平、鈴木安由、細谷佳菜が、「愛媛県少年サポートセンター」については、竹内奈緒、松村祐貴、米澤佑佳子が担当した。学部学生の調査ゆえに、内容的には不十分な箇所も見受けられるが、その資料的価値は十分に有ると判断し、ここに公表することとした。その判断の成否については、読者諸氏に委ねたい。

## 二 松山市教育支援センター

### (一) はじめに

少年補導センターとは、「地域の非行防止活動に関する行政機関、団体、民間（ボランティア）などが参加して、

非行防止活動を総合的かつ計画的に実践するための合同活動の拠点」（総理府青少年対策本部一九七四年）である。

一九五二（昭和二七）年に、京都市警察本部（当時）が「少年補導所」を設置したのがその始まりとされており、少年補導に関する諸活動を実施する拠点として、現在（二〇〇四年）では、全国の市区町村に設置されている（六八八箇所）。その活動は「少年補導センターの運営に関する指導要領」を基準としており、地域における非行防止に関する合同活動の拠点としての役割を期待する内容になっている。

私たちは、愛媛県松山市にある少年補導センター（現、松山市教育支援センター）の設立から現在までの活動の変遷と補導活動について調べた。そうすることで、あまり知られていない補導センターの活動実態と、松山市で行われている補導の状況を把握することができると考えた。

### (二) 調査方法

調査方法としては、二〇〇七年夏に松山市教育支援センターに勤務している職員の方々に聞き取りを行った。また、当施設資料やインターネットなどで公表されている当センターの資料等も参考にした。

### (三) 教育支援センターの概要

#### ① 概略

まず、現在松山市にある少年補導センターの概要について説明したい。

松山市にある補導センターは、平成一六年四月一日に市の「少年育成課」と統合され、松山市教育委員会の管轄の下、「松山市教育支援センター」という名称で活動を行っている。当センターは、青少年に関わる市の施策を総合的かつ機能的に推進し、青少年の健全な育成を図ることを目的としている。これは、補導センターの設立から現在まで一貫した中心理念である。

現在、松山市教育支援センターは市街地から二キロほど離れたところにある青少年センターの敷地内に併設されている。簡単な登録をすれば誰でも利用可能な二つの体育館や、学習室として利用できる四つの研修室、図書コーナーが整備されている。ほぼ毎日開館されており、子どもが集まることのできる場とされ、利用者は一日平均二〇〇人となっている。

#### ② 組織と業務内容

次に、組織と業務内容についてみていきたい。

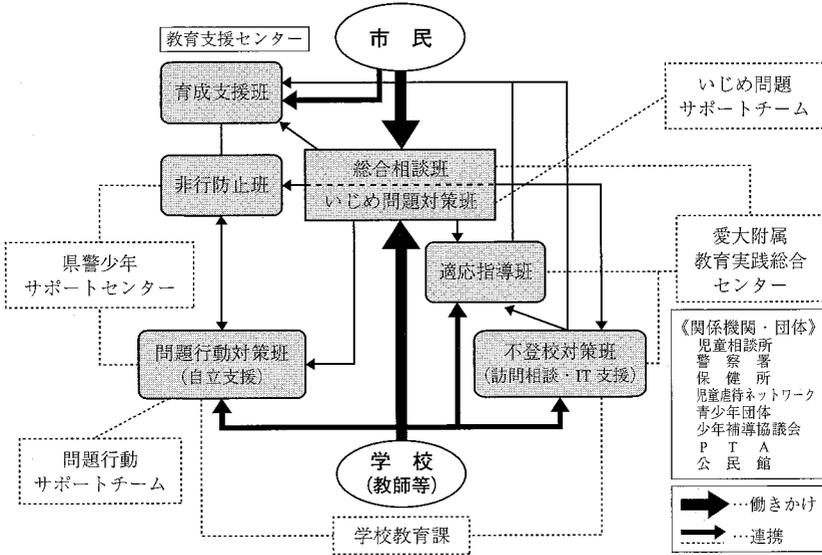
松山市教育支援センターは所長を中心に主に七つの担当に分かれている。このような組織は松山市が独自に編成したものである。

まず、小中学生、保護者、学校等からの相談窓口になっているのが総合相談班といじめ問題対策班である。ここでは教育全般についての教育相談及び助言、電話・来所・訪問等の相談対応、学校教育・家庭教育等の相談対応、その他の教育上の問題の相談対応を行っている。

次に、不登校対策班は、不登校児童生徒の早期発見・対応及び不登校児童生徒やその保護者への支援を、家庭等への訪問相談対応、学校等への派遣・出張相談対応、不登校に関する電話・来所相談対応を行っている。この班では最近、学校復帰支援も行うようになった。不登校の子どもであっても当センターに来ることで学校に出席したものとカウントし、学習の機会を設けようとしている。

非行防止班は、補導委員の委嘱及び研修の実施や、地域における補導活動・環境浄化活動への支援、広報啓発活動等の実施による非行防止活動を行っている。

組織図（松山市教育支援センターの紹介パンフレットより）



適応指導班は、学校復帰を目指した適応指導教室の運営や不登校生徒のカウンセリングや体験活動等による支援を行っており、問題行動対策班は学校の要請による児童生徒の問題行動への対応支援や、生徒指導機関との行動連携による取り組み、「自立支援教室」の運営、「問題行動サポートチーム」による対応を行っている。

最後に、育成支援班と施設庶務班の二班であるが、この二つの班は相互に連携をとることで、青少年の自主活動の場と機会の提供及び社会性豊かな青少年の健全育成を目指し、青少年団体への支援、青少年センター施設運営及び管理、定期講座等主催事業の実施などを行っている。

このように、七つの班を組織することで松山市教育支援センターは、問題行動を起こす子どもだけでなく不登校児、いじめで困っている子どもなど、多様な子どもを支援している。そしてさらに当センター内だけで支援するのではなく、県内の学校や県警少年サポートセンター、問題行動サポートチーム、いじめ問題サポートチーム、愛媛大学附属教育実践総合センターなどと連携することによって、さらなる総合的な支援体制を組織している。

#### (四) 変遷

以上に述べたように、松山市教育支援センターは多様な班を組織し、積極的に地域と連携しながら子どもたちを支援している。これは少年補導センターの役割とされる、地域における非行防止に関する合同活動拠点を提供するという目的を大きく超えているのではないだろうか。だとすれば、そうした事態を引き起こしている背景には何があるのだろうか。当センターの設立から現在までの変遷に焦点を当ててみてみたい。

まず、松山市教育支援センターの成立は、一九七二（昭和四七）年に開設された松山市青少年センターから始まる。この青少年センターは当時、勤労青少年を対象としていた。そのため、当センターは、理美容などの職業訓練や職域等活動グループへの施設提供、そのほかにも教養を高める定期講座や青少年学級などを開設していた。

けれども、社会の変化とともに市民のニーズが変化していく。学校教育の量が拡大するとともに勤労青少年が減少し、さらに学力水準の向上に伴う学校教育以外の教育の強調などが叫ばれるようになる。そうした環境下で、センターの活動方針も野外活動体験学習の奨励、相談活動の強

化、少年の非行防止活動の推進や家庭・学校・地域との連携の強化といった方向へと変化していく。そのようにして当センターの対象とする子どもたちは、勤労青少年から一般青少年や一般市民へと変化していった。

そして、二〇〇四（平成一六）年、松山市は青少年センターの一部と非行防止活動を総合的に推進していた補導センターを再編することで、青少年に関わる市の施策を総合的かつ機能的に推進し、青少年の健全な育成を図る組織として「松山市教育支援センター」を開設した。

松山市教育支援センターは、これまで見てきたように問題行動を行う子どもだけではなく、不登校児やいじめに悩む子どもたちも対応するだけでなく、スポーツを行える体育館を提供したりキャンプを行ったりすることで「青少年たちが集まれる場所」になるために、魅力ある多様な活動を行っている。このように、時代の変化による市民のニーズの変化が、現在の松山市教育支援センターの活動の背景となっている。

## (五) 補導

では、松山市では現在どのように補導活動が行われているのだろうか。松山市教育支援センターで行われている補導について見ていきたい。

### ① 非行防止班の業務

松山市教育支援センターの組織としては現在、非行防止班が主に補導活動を行っている。その活動は大きく四つに分けることができる。

#### ・定期補導

地域補導員が月三回、提出した計画書に基づいて行う地区補導のほか、各小学校の下校時間に合わせて下校補導や巡回補導が行われる。また、補導についての知識を広めるため、子どもたちの長期休業日前（七月と一二月）になると地域補導委員と協力し広報活動を行っている。また、広報活動では同時に地域の問題点や心配事など、情報の収集も行っている。

#### ・特別補導

夜市の行われる六月下旬から八月下旬の土曜日の二時～二四時に繁華街を巡回する深夜補導や、地元のお祭りである椿祭や花火大会などの特別な行事の時にも地域補導委員を要請し巡回補導を行っている。

#### ・会合の運営

年三回、補導委員と研修会を行っている。参加者同士でロールプレイ（子どもと補導委員の役になり、実際の補導時はどうするかを学ぶ）を行い、補導委員の資質の向上をめざしている。また県警のサポートセンターによる補導についての講演会も実施されている。

#### ・不審者情報への対応

市の教育委員会を通じて伝達された不審者情報を、地域補導委員の代表委員に伝えるとともに、その日のうちに現地を踏査し、巡回補導をしている。また最近では、松山市のホームページに不審者マップを掲載するようにしている。

② 補導の実際

・補導委員の構成

現在、松山市では約五〇〇人の補導委員で補導活動を行っている。その中心となるのは松山市教育支援センターの非行防止班である。構成としては、各小中学校長と中学校区単位の公民館長との推薦による地域補導委員（二七四名、二〇〇七（平成一九）年）、各小中学校の生徒指導主事による補導委員（九六名、同年）、高等学校長の推薦による生徒指導関係の教員からなる補導委員（九二名、同年）、商店等の関係者で「商店等少年補導連絡協議会」の会員などによる補導委員（二二名、同年）、教育支援センター職員による補導委員（四二名、同年）となっている。

・補導委員の姿勢

補導の方法としては声かけが中心である。補導を行う際、補導職員は腕章や名札をつけることが義務付けられており、「見せる補導」として非行行為の防止としての効果が期待されている。しかし非行行為を一時的に止めることだけが目的ではなく、一方で子ども

ちを見守ることも目的としている。補導委員は継続的に声かけを行うことよって、子どもたちに安心感や認めてもらえたという実感をもってもらい、立ち直るきっかけを与えようとしている。

補導の実施状況としては、夜間の繁華街の補導はもちろん、昼間の公園やゲームセンターの補導活動にも重点を置いている。三日に一回ほど定期的に昼間の学校外にいる子どもを補導する。ここでも補導委員は単に注意をするのではなく、子どもたちの人権を尊重して、声かけをする。

非行防止班の職員の話によると、例えば平日の昼間に公園で遊んでいる子どもを見つけると、まず様子を見て、親とのけんかで飛び出してしまった子どもなのか、あるいは家出をしてきた子どもなのかなどを判断するそうだ。そのような子どもに対しては、授業が行われている時間だからといって強制的に学校へ行かせるのではなく、話を聞く中でどうすべきかを考えるという。またタバコを吸っている子どもたちがいて、すぐに注意するのはなく「その服カッコイイね」など褒めることから始め、子どもにおびえられないよ

うに配慮している。

補導委員は最低二人以上で行動することが決められており、もし複数人で補導を行っていても子どもたちと話をする際は、回数か一人多い補導委員で接することになっている。子どもにも威圧感を与えず、彼らの置かれていた状況、家庭環境、友達関係、親との関係を聞き出すことも補導活動の一つの目的である。最近は出会い系サイトが問題となってきたり、補導を行っていても発見しにくく、その対応が困難な状況になっているようだ。

以上のことから、松山市教育支援センターの補導活動はただ単に「見せる補導」を行うことにより子どもたちの非行を抑止するだけではなく、声かけを通じて子どもたちとコミュニケーションをとり、地域で子どもたちを見守ることを最大の目的としている。

#### ⑥ 問題点

これまで述べてきたことを踏まえて、松山市教育支援センターの活動に関するいくつかの問題について考えてみたい。

#### ① ニーズの多様化

松山市教育支援センターは、青少年センター設立当時から勤労青少年優先の原則を前提としながらも、その規定範囲の特別措置として平日の午前中における青年以外への施設提供や不審者対策など市民のニーズにできるだけ応えてきた。しかし現在では施設利用を求める市民のニーズがさらに増しており、現行規定だけでは十分に対応しきれない状況にある。

松山市教育支援センターはさまざまな問題を抱える子どもたちに対応する場であるだけでなく、気軽に子どもたちが利用できる数少ない居場所である。これからも時代のニーズに沿って、子どもたちが当センターへ足を運びやすくし、子どもたちの力になれる環境づくりを推進して行く必要がある。

#### ② 変化する子どもたちへの対応

以前は街中でたむろしていた子どもたちが今では外には出ず、家の中に引きこもる傾向にあり、松山市教育支援センターも親から相談がなければ対応できないという場合が出てきた。ここで重要であるのは親との対応であるが、問

題に悩む子どもたちの親は自身も問題を抱えていることが多く、当センターの対応を受け入れてもらえることが少ない。

現在、松山市教育支援センターは補導を行った子どもたちに各種相談窓口のほか、子どもたちが集まれる場として当センターの紹介をしている。実際にその声かけにより当センターを訪れる子どももいる。しかし、特別な権限がない現状では声かけをしたとき必要に応じて適切な対応が取りづらい。当センターの職員は市職員であり、話を聞くことで子どもたちの存在を認めてあげることができ、精神面のケアという点ではまだまだ対応が不十分である。以前は話しかければ何らかの反応や言葉を返す子どもが大半であったが、徐々に語らない子どもが増えており、職員も対応に困るケースも出てきている。そのため子どもたちとの接し方やケアの方法を変えていくことも必要になると考へる。精神面での対応、ケアをより密にするために適応指導班などへ専門職員の募集を行うなどの対策が求められる。

今後、幅広い子どもたちと松山市教育支援センターとのつながりを積極的に広げ、来所した子どもたちにも適切な

支援が行えるよう総合的な体制作りが求められるといえるだろう。

### ③ 補導の限界

松山市教育支援センターを調べていくなかで最も感じたのが、補導の限界である。前述のとおり補導委員は声かけをすることしかできず、店内にいる子どもたちなどには対応しきれない。市内には当センターにとつて子どもたちを近づけたくないと考える場所が多く存在するが、これらの店舗に対して子どもを入れないように規制することはできない。また、補導委員には腕章や名札をつけることが義務づけられているが、それは「見せる補導」のためだけでなく、権限をもたない補導委員が「不審者」と誤認されることを防ぐためでもある。

松山市教育支援センターの行っている補導は、一時的な非行抑止という効果だけではなく、補導活動を継続的に行うことよって子どもたちとコミュニケーションをとることを期待している。しかし当センターの示す「青少年の健全育成」のために補導がどれだけ効果を発揮しているのかは不明であろう。

## (七) おわりに

私たちはこのように松山市教育支援センターを調べていくなかで、子どもたちの健全な育成を図るためには、当センターの活動を現在よりもさらに充実させていくことが必要だと考えさせられた。

補導センターは全国各地にあるにもかかわらず、その名前や活動内容は私たちにあまり知られていない。松山市は、子どもに関わる問題について教育支援センターを中心としながら、家族や学校、関係機関、そして地域住民との協力を可能とした総合的な支援体制を確立させている。このように有用な機関があるにもかかわらず、教育支援センターや補導活動などの認知度はまだまだ低い。認知度を上げるアピールをすることによって当センターや活動に目が行き、現在よりも多くの子どもたちに対して充実した支援をすることができるとは思わないだろうか。

今回、私たちは松山市教育支援センターの職員への聞き取りを中心とした。そのなかで感じたのは当センターの活動を子どもたちはどのように考えているのかということである。これは次の課題としたい。

## 三 愛媛県警察少年サポートセンター

昨今、少年非行をめぐっては、少年司法の厳格な運用や少年警察活動の拡大傾向についていろいろと議論がなされているけれども、はたして補導の現場を把握したうえでそうした議論がなされているのかということを、本調査をおして考えさせられた。

## (一) はじめに

今回私たちは、活字資料や訪問・インタビュー等によって、少年サポートセンターという組織を調査し、少年補導に関する報告をまとめるに至った。

少年サポートセンターは、名称の差異はあるが、同じ役割を果たすための組織が四七都道府県すべてに設置されている。これから記述するのは愛媛県の少年サポートセンターについての説明である。

## (二) 少年サポートセンターの概略

少年サポートセンターは、全国の警察で少年非行への対策強化という方針の下、平成九年に設立された組織である。愛媛県の場合は、愛媛県警察少年課の中に当該センター

が設置されており、構成としては、警察官と少年サポートセンターの専門職員である少年補導職員から成っている。

では、少年補導職員とは一体どのようなものなのか。少年補導職員とは、少年サポートセンターに勤務している一般職員である。身分としては県職員であり、採用にあたっては専門試験がある。愛媛県では、受験資格として、教職免許を持っているか、臨床心理学を専攻していた経験があることが必要となる。勤務時間は午前八時三〇分から午後五時三〇分までで、土曜日と日曜日は基本的に休みである。但し、イベントをするときなどは休日出勤となることもある。<sup>(4)</sup> 残業も多く、補導により勤務時間をずらす場合もある。

愛媛県内における少年補導職員の人員数は二五名であり、そのうち男性は二名、女性は二三名となっている。<sup>(5)</sup> これは全国的に見て少ない方である。ちなみに最も多いのは警視庁で、八〇名程度の少年補導職員を擁している。但し、警視庁は少々特殊なケースであり、警視庁の補導職員は他県のように警察官と一般職員の区別が無く、「少年補導職員」は、警察官のみから成っている。

少年サポートセンターの活動内容は「少年補導職員勤務

規程」に定められており、主なものとして次の九点が示されている。

- 一、少年相談
  - 二、継続補導
  - 三、被害少年の支援
  - 四、街頭補導
  - 五、触法・虞犯・不良行為少年事案の取扱い
  - 六、家出・要保護少年事案の取扱い
  - 七、有害環境の浄化
  - 八、広報活動及び関係機関等との連携
  - 九、所属長の命ずる活動
- 中でも、少年補導・少年相談がその中核となっている。補導職員の中心業務である少年補導に関する詳細は節を改めて記すことにして、ここでは少年相談について簡単に述べておきたい。
- 少年サポートセンターへの相談方法は、サポートセンターや県下の警察署への電話、メール、訪問の三種類がある。基本的に相談の件数は少なく、その中でもサポートセンターへ直接相談があることは稀であり、相談の多くは各警察署への電話相談となっている。また、子どもからではなく、

保護者からの相談が主であり、相談の内容は学校でのイジメ、子どもの非行、家出人の捜索など多岐にわたる。

### (三) 少年サポートセンターの補導業務

次に、少年サポートセンターの中核業務である少年補導について述べたい。補導には、街頭補導と招致補導がある。以下、それぞれ順に説明していく。

#### ① 街頭補導について

街頭補導は、主として少年補導職員が行っている。

まず、方法についてである。彼らは警察官と同程度の権限を持っていないため、口頭でのみ補導を行う。補導の際、補導した子どもに氏名・住所・連絡先等を用紙に記入してもらい、補導票を作成する。その後、親と連絡を取り、補導した旨を伝える。このとき、親の在宅時間を聴取し、それをもとに連絡を入れるようにしている。場合によっては、子どもの通学校に連絡を入れることもある。ただこの処置をとると、子どもが停学や退学処分を受ける可能性もあるのだ、めつたにとられることはないそうである。

補導を行っている団体として、少年サポートセンターの

ほかに、教育支援センター（少年補導センター）や地域の有志（ボランティア）が挙げられる。教育支援センターや地域の有志による補導が行われる場合には、補導員と書かれた腕章や、同じ色のベストを着用するなど一見して補導をしていることが分かるような格好をしている。これは補導員が周囲に巡回していると感じさせることができ、それにより非行などを抑制していこう、ということに重点を置いているためである。しかし、少年サポートセンターの補導は、子どもに対するその後のケアに重点を置いているため、私服で補導を行い、腕章等をつけずに行われている。

次に日程・人員構成についてである。平日は一日三時間程度、少年補導職員三〜四人で行っている。時間帯は午後三時から午後六時に実施していることが多い。休日は警察官が補導を行っている<sup>6)</sup>。また、深夜帯は教育支援センターなどの人と協力して行っている。長期休業時や夜市などの祭りのときは、警察官・ボランティア・教師などと一緒に補導活動を行うこともある。

最後に補導対象についてである。補導対象は、飲酒・喫煙などの行為であり、万引き・度の過ぎたいたずら・器物破損・薬物使用などを行った場合は、警察に連絡をとると

のことである。

少年法に抵触する場合は、警察官が対応し、家庭裁判所に送致する。一四歳以下の触法少年は少年補導職員が対応し、児童相談所に送致する。外国人の子どもに対しても同様の措置をとっている。

補導されるのは一四〜一六歳が多く、男子のほうが多い。少年補導職員の方の話によると、補導実施時に女子はあまり見かけないとのことである。また、過去と比較してみると、街でたむろしたり、座り込んだりする人数は減少しているとのことである。その理由としては、昔に比べ外に出るのではなく、ゲームやインターネットなどをして家の中で過ごす子どもが増えてきたからだと考えられる。暴言を吐くのではなく、言い訳をする子どもも増加傾向にあるようだ。

## ② 招致補導について

招致補導も同様に少年補導職員が行っている。街頭補導と異なり、招致補導には様々な種類がある。招致補導は、親を交えた形で継続的に行っていくものの一つに分類されている。具体的には、サポートセンターに足を運んでもらう、家庭訪問を行う等の方法がとられている。先ほど、触

法少年は少年補導職員が対応し児童相談所に送致すると述べたが、必ずしもこの措置がとられるわけではない。事実関係や非行を行った背景を明らかにし、児童相談所に送致する必要がある場合は、招致補導で対応していく場合もある。その際、子どもの保護が必要な場合は児童相談所に送致する。街頭補導をした子どもに対して招致補導を行い、その後のケアをしていくこともある。

補導の効果としては、子ども個人とじっくり向かい合うことができるので、その子に合った個別具体的な対応を取ることができるといえることがある。そして、その子どもと向かい合うことで信頼関係を築くことができ、非行に走らないように改善させることも望める。また、非行についての事実関係や背景をより正確に知ることができるので、画一的な処置ではなく、具体的状況や子どもの抱える問題について心理的なケアを行うことができる。

## 四 少年補導の問題点

少年補導の現状を調査することで、いくつかの問題が存在することが分かった。まず、補導職員の権限が弱いということである。前述した通り、補導職員には警察官と同程

度の権限がないため、補導時の少年への対応は口頭での注意のみとなっており、また、少年の身分や家族のことについての質問はあくまでも任意での返答になるため、拒否されれば対処の仕様がなない。

次に、補導職員の人数が少ないということがある。平成九年の少年サポートセンター設立以来、少年刑法犯数が減少し続けている一方、不良行為を行う少年数が増加しているという現状がある。これは、少年刑法犯の数が減少したこと、より軽微な不良行為を行う少年の補導に対して力が入れられるようになったからだと考えられる。以前よりも補導職員の活動内容が多様化している中で、愛媛県全体を二五名の職員でカバーすることは難しいのではないだろうか。<sup>(7)</sup> ボランティアで補導活動を行っている人々がいるものの、常に少年サポートセンターとボランティアの人々が協力して補導を行うわけではなく、警察署によっては補導職員が一人しかいないところもあるため、円滑に活動を行えていないことが予想される。また、補導職員ほとんどが女性のため、産休に入ればその期間の補導活動は事実上停止せざるを得ないということもある。

最後に、相談の受け入れ態勢が不明確であるということ

を指摘しておきたい。県下の各警察署にはヤングテレホンという二四時間対応の相談窓口が設置されているが、そこに二日間にわたり連絡しても不在続きであったことや、相談用のメールがほとんど利用されていないことには問題があるのではないだろうか。<sup>(8)</sup> 相談件数が多くないとはいえ、相談窓口は形式的に存在させているだけでなく、実際に機能させる必要があるだろう。

##### (五) 今後の改善点

さきほど問題点として少年補導職員の権限が弱いということ述べたが、補導は非行少年に対し健全な育成指導を行うことを目的としているので、少年補導職員の権限が強すぎるのもまた問題である。権限が弱いからこそ、強引な手段を用いずに非行少年と接し、そこに信頼関係を築くことができるからだ。けれども、少年補導職員の補導は、ボランティアの補導員による「見せる補導」ではなく、少年の今後のケアを重視した補導が目的であることを考えれば、今のような権限の弱さでは、その目的を十分には果たすことができないのではないだろうか。「見せる補導」で留まらないためにも、「口頭指導」や「任意での事情聴取」

以外の対処を行えるよう権限の強化が必要ではないかと感じた。

また、少年刑法犯の推移を見る限り、年々その数が減少傾向にある一方で、不良行為少年の補導件数は大きく増加しているのが現状である。補導職員の数は一愛媛県全体で二五名、しかも、そのほとんどが女性であることを考えれば、今後の補導活動内容の多様化に対応していけるかどうかには疑問を感じる。補導職員は女性が多いため、安全面を重視し、二名以上で補導を行うことなどからも、愛媛全体を補導の対象にするには二五名では不十分ではないだろうか。よって、効果的な補導を行うためにも男性職員を含め、補導職員採用数を増やしていくことが望ましいと思われる。

そして、相談体制の改善も必要である。警察へ寄せられる相談のほとんどは少年サポートセンターではなく各警察署に寄せられているが、各警察署に設置されている二四時間対応の相談窓口が、今回の調査では十分機能していないのが実状であった。相談が寄せられる可能性が十分にない時間帯に、まったく電話がつかないのは、今でも少ない相談数をさらに少なくしてしまう要因になるのではない

だろうか。相談者の不安や悩みを軽減するためにも相談体制を改善し、本場に二四時間対応できる相談窓口を整えることが急務であると感じた。そのためにも、少年補導職員の人員増加はやはり必要であろう。

また、今回の調査で最も必要だと感じたことは、少年サポートセンターの広報活動である。補導の現状に関して、われわれも今回初めて知ったことがほとんどだった。警察では補導に関して、これだけ力を入れて、こんな風に活動しているということを人々に知らせることで、「警察が動いている」という事実自体が人々に安心感を与えることになるのではないだろうか。そのためにも、もっと積極的に広報活動を行うべきではないかと感じた。最後に、今回の調査はあくまで愛媛県の補導状況についての調査であり、他県の補導状況や愛媛県と他県との比較は今後の私たちの課題であるということをおきたい。

注

(1) その成果については、拙稿「四国における少年補導センターの組織と活動」法と政治五八巻一号(二〇〇七)にまとめてあるので、興味のある方は参照されたい。

- (2) 例えば、全国少年補導員協会『少年警察ボランティアのあり方に関する調査報告書』（全国少年補導員協会・二〇〇四）参照。
- (3) なお、これについては、二〇〇七年に広島大学で開催された愛媛大学・広島大学・松山大学刑事法合同ゼミにおいて研究発表も行った。
- (4) ここにいうイベントは、薬物乱用防止教室（シンナーなど薬物の危険性や有害性、乱用防止のアドバイス）、思春期サポート（子育て中の母親への非行防止のアドバイス）等のことである。
- (5) これは、二〇〇七年七月時点の数字である。
- (6) これは、少年補導職員は基本月曜～金曜の勤務のためである。
- (7) 但し、実際には、ほぼ全ての補導職員は松山市に配備されている。また、交通手段の関係により、松山市から近辺の市町村への移動は非常に制限されている。
- (8) 調査の関係で、正午から午後三時までの間に複数回電話を試みたが、不在の状態が続いた。
- (9) 理由としては、あくまで推測であるが、警察には相談しづらいので、教育支援センターへ相談が寄せられているからではないだろうか。